

監査結果に基づき港区長等が講じた措置

令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、港区長等から通知がありました。

令和4年4月26日

第1 範囲

令和3年度財政援助団体等監査(実施期間：令和3年10月12日から令和4年1月28日まで)の結果に基づき講じた措置について港区長等から通知を受けた事項

第2 概要

令和3年度財政援助団体等監査において指摘した事項10件、意見事項8件について通知を受けた。

1 会計処理について

【ピーウォッシュ・太平ビルサービス 共同事業体】

《芝浦港南地区総合支所 管理課》

(1) 意見内容

指定管理者が提出した令和2年度実績報告書と、監査当日に確認した関係帳票等を照合したところ、スカイウェル保守点検業務委託について、予算執行状況報告書では74,000円の予算額に対し、執行額74,000円と記載されていたが、支払額は73,260円となっており、740円の差異があった。

所管課は、指定管理者に対して、正確な支出報告書の作成を指導されたい。

また、提出された報告書を十分に精査し、適正な予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和3年12月27日に、指定管理者に対し、指定管理料の返還について通知するとともに、四半期及び年間実績報告書における収支報告の契約書類等との突合を確実にを行い、適正に支出報告書を作成するよう指導しました。

また、所属長から課全職員に対し、本件について周知、共有するとともに、適正な清算処理の重要性について改めて説明し、収支報告の確認と清算処理に係る書類の精査を徹底するよう指導しました。

今後は、四半期ごとの収支報告の際に、委託に関する契約書類の内容の確認、契約書類と収支報告書の突合を行い、担当係員と担当係長による二重チェックを確実にすることで、再発防止を徹底します。

2 事業計画書の変更について

【社会福祉法人 ノテ福祉会】

≪保健福祉支援部 高齢者支援課≫

(1) 指摘内容

指定管理者制度運用マニュアルでは、年度の途中で当初予定していた事業計画の実施が困難となった場合には、区と指定管理者とが協議したうえで、事業計画の変更内容を決定するとされている。

令和3年2月1日付けで指定管理者から提出された港区立北青山高齢者在宅サービスセンターに関する事業計画書の変更について、収受の起案関連文書一覧に「令和2年度港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター事業計画書の提出について」が添付されており、また、変更に関する承認通知書も出していなかった。

事業計画の変更協議があったときは、指定管理者にその理由について、詳細な確認を行い、内容を十分に精査したうえで変更の可否を判断するとともに、港区文書管理規程に基づいて適正に事務処理を行うべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和4年4月6日に、指定管理者制度運用マニュアル等を遵守し、指定管理者制度に関する適正な事務処理を行うよう周知・徹底しました。

今後、起案の際は、起案者が内容を入念に確認し、審議者、審査者及び決裁者は相違点や矛盾点等がないか十分に照合・点検するよう徹底します。

3 指定管理料の算出について

【医療法人財団 百葉の会】

≪みなと保健所 健康推進課≫

(1) 意見内容

指定管理者が提出した令和2年度実績報告書と、監査当日に確認した関係帳票等を照合したところ、指定管理料の算出に当たり、消費税が既に含まれている通勤費にさらに消費税率10%を乗じて計算したため、228,000円指定管理料が多く支払われていた。

所管課は、指定管理料に係る予算編成及び支払に際して、これを看過してしまったことは甚だ遺憾である。提出された報告書や関係書類を十分に精査し、適正に予算が執行されているか等について、内容を厳正に確認されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和4年4月1日に、所属長から指定管理者に対し、指定管理料の算定を適正に実施するよう厳重に指導しました。

また、過払いとなっていた指定管理料については、令和4年5月20日に返還の請求を行い、令和4年度の雑入として翌月の6月14日に区に返還されました。

今後は、指定管理料の予算編成時及び年度協定書の締結前に指定管理者と区の相互で十分に内容を確認し、特に金額の内訳については入念に精査し、再発防止に努めます。

さらに、四半期ごとの執行状況の確認に当たっては、執行表のほかに支出の根拠資料を

区と指定管理者で相互に確認することで、チェック体制を強化し、適正な事務処理を徹底します。

4 業務の再委託について

【社会福祉法人 友愛十字会】

≪保健福祉支援部 障害者福祉課≫

(1) 指摘内容

港区立障害保健福祉センター管理運営に関する基本協定書第16条の規定では、事前に区の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。

しかし、障害保健福祉センターの空調設備点検について、再委託協議書では再々委託先として東京冷機工業株式会社となっているが、点検報告書は株式会社テクノ菱和から出ていた。

また、害虫生息点検委託について、「(株)シー・アイ・シー」が実施していたが、委託に関する協議が行われていなかった。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなどその内容を十分に精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和4年2月14日に、令和3年度の再委託業務の内容や実施方法、事業者名について全件確認しました。

また、改めて指定管理者に対し「指定管理者制度運用マニュアル」を遵守し、基本協定書に基づく適正な管理運営を徹底するよう指導しました。

今後は、再委託業務が適切に行われていることを確実に確認します。

5 文書收受処理を的確に行うべきもの

【社会福祉法人 友愛十字会】

≪保健福祉支援部 障害者福祉課≫

(1) 意見内容

港区文書管理規程第15条では、配布文書の処理に関して、所管課において直接受領した文書については、收受印を押したうえで、速やかに処理をすることとしている。

しかし、物品管理責任者任命報告書について、令和2年4月1日付で提出されていたが、收受印がなかった。

また、児童発達支援センターの月次実績報告書について、令和2年9月分と令和3年1～3月分に收受印がなかった。

業務に関する報告書は、所管課が主体性をもって指定管理業務の履行状況を確認し、管理するうえで、不可欠な文書である。

所管課は、港区文書管理規程に基づいて適切に処理し、業務の履行状況の確認を確実に

行うよう努められたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和4年2月14日に指定管理者から提出された業務報告書等の履行状況の確認及び文書を受領したときの適切な收受処理について、係会議で各職員に周知、徹底しました。

今後は、港区文書管理規程に基づき、速やかに事務処理し、收受印等のもれが発生しないよう徹底します。

6 実績報告書の作成について

【かたばみ・山本・GS グループ】
≪赤坂地区総合支所 まちづくり課≫

(1) 指摘内容

港区立円通寺坂公園等の管理運営に関する基本協定書第25条第2項の規定では、四半期ごとに、支払を受けた指定管理料の執行の内訳を明らかにした書類を、四半期終了後、翌月の20日までに区に提出しなければならないとしている。

所管課は、四半期ごとの報告に基づいて、関連帳簿や領収書の確認等により指定管理料が適正に執行されているかを検査することとしているが、報告書が提出されていなかった。

所管課は、事業者に対し、基本協定書で規定した期限までに提出させるよう指導すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和3年12月9日に、指定管理者に対して令和3年度第3四半期分から四半期ごとの報告書を基本協定で規定した期限までに提出するよう指導しました。

また、基本協定で規定した各種報告書をスケジュールにまとめて、提出もれが発生しないよう徹底しました。

引き続き、執行状況については、毎月提出される報告書により確認するとともに、令和3年度第3四半期からは、基本協定書に規定した四半期ごとの報告書により、指定管理料が適正に執行されているか検査しています。

7 業務の再委託について

【かたばみ・山本・GS グループ】
≪赤坂地区総合支所 まちづくり課≫

(1) 指摘内容

港区立円通寺坂公園等の管理運営に関する基本協定書第16条の規定では、事前に区の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。

しかし、令和2年8月3日に開設した高橋是清翁記念公園管理事務所の空調設備点検については、区の承諾がないまま再委託を行っていた。

また、指定管理者が区と取り交わした再委託に関する申請書及び承諾書において、彫刻保存処理の委託について、二重で記載されていた。

さらに、旧乃木邸ネズミ・害虫防除の委託について、業務内容に関してはゴキブリとチョウバエとなっており、ネズミの防除は含まれていなかった。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなど、その内容を十分に精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和3年12月9日に、指定管理者に対し、新たに再委託業務を予定している場合にも、区に事前に説明を行い、申請書を提出し、承諾された後に再委託が可能となることを改めて指導しました。

また、令和4年1月からは、月例、四半期ごとの報告において、担当職員が再委託申請書等と対照し、業務内容の誤りや申請もれがないか確認しています。

8 指定管理料の清算について

【株式会社 明日葉】

≪総務部 人権・男女平等参画担当≫

(1) 指摘内容

指定管理者が提出した令和2年度実績報告書と、監査当日に確認した関係帳票等を照合したところ、港区立男女平等参画センターの情報誌「オアシス」に関する制作・印刷・配布業務について、事業運営費の広報費(予算額2,200,000円に対して、1,800,700円を執行)で支出しているが、執行残額399,300円が清算されていなかった。

所管課は、指定管理者に対し、執行残となった経費に関して、適切に処理するよう指導するとともに、提出された報告書を十分に精査し、予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和4年4月11日に、事業報告書に添付された書類を十分に精査するとともに、指定管理者に対して経費を適切に処理するよう指導しました。

今後は、四半期ごとの収支報告の際に、事業内容も含めて十分に点検・確認し、不適正な清算処理にならないよう再発防止を徹底します。

9 業務の再委託について

【株式会社 明日葉】

≪総務部 人権・男女平等参画担当≫

(1) 指摘内容

港区立男女平等参画センターの管理運営に関する基本協定書第16条の規定では、事前に区の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしてい

る。

しかし、大規模イベント展示作品撮影対応業務については、区の承諾がないまま株式会社Jリポートに再委託を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては再委託する業務の内容や実施方法を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなど、その内容を十分に精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和4年4月11日に所属長から指定管理者に対し、事前の書面による申請及び承諾に漏れがないよう厳重に指導しました。

今後は、業務内容や実施方法、必要性等を聴取し、内容を十分に精査した上で、承認するか否かを判断し、再委託が適切に行われるよう指導監督を一層徹底します。

10 要綱の規定について

【ライフサポート株式会社】

≪保健福祉支援部 高齢者支援課≫

(1) 意見内容

港区サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助金要綱第8条で補助金の交付決定について、「区長は、前条の規定による申請のあったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助を決定し、港区サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。」と規定されているが、前条(第7条)は「供給計画の提出」の規定であり、第6条「補助金の交付申請」の規定を引用すべきであった。

基本的事項の誤りであり、申請書交付の際などに確認が可能であったと考えられ、甚だ遺憾である。区民の信頼を損ねることにもつながることから、要綱の制定にあたっては、組織的な確認体制を徹底されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和4年3月1日に当該要綱の一部を改正し、正しい規定の引用に改めました。

今後は、要綱等の制定にあたって、法規担当も含めた関係所管による内容の精査及び確認を十分に行うとともに、制定後も定期的に点検・確認し、必要に応じて整備を行うよう徹底します。

11 執行状況報告書の提出について

【ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ
・東急コミュニティー共同事業体】
≪教育委員会事務局教育推進部 生涯学習スポーツ振興課≫

(1) 指摘内容

指定管理者は、港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書第25条第2項により、四半期ごとに、支払を受けた指定管理料の執行の内訳を明らかにした書類を、四半期終了後、翌月の20日までに区に提出しなければならないとしている。

所管課は、四半期ごとの報告に基づいて、関連帳簿や領収書の確認等により指定管理料が適正に執行されているかを検査することとしているが、第2四半期以降の報告書が提出されていなかった。

所管課は、事業者に対し、基本協定書で規定した期限までの提出を促すよう指導すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和4年4月18日に、毎月実施している当課と指定管理者との連絡会において、協定書の内容を再確認するとともに、未提出の執行状況報告書(令和3年度第2～第4四半期)を提出するよう指定管理者に対して指導しました。

また、緊急の係会を開催し、係全員で状況の共有及び意識啓発を行うとともに、速やかに係長及び担当で協定書の内容を確認し、提出されるべき報告書及び提出期限を再確認するとともに、同様の不適切な事務処理を行わないよう、指定管理者制度運用マニュアルに追記しました。

さらに、同様の事態を起こさないよう、年度当初の指定管理者との連絡会において、報告書類と提出時期を双方で確認することとし、提出もれのないように意識付けします。

12 不適切な文書処理について

【ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ
・東急コミュニティー共同事業体】
≪教育委員会事務局教育推進部 生涯学習スポーツ振興課≫

(1) 指摘内容

指定管理者制度運用マニュアルでは、年度の途中に当初予定していた事業計画の実施が困難となった場合には、区と指定管理者とが協議したうえで、事業計画の変更内容を決定するとされている。

運動場の指定管理料は第1四半期に「光熱水費」から「修繕費」へ1,231,618円流用し、第2～第4四半期では「修繕費」から「光熱水費」へ490,416円流用していたが、文書起案・決裁がされていなかった。

所管課は、事業計画の変更協議があったときは、指定管理者にその理由等を詳細に報告させ、内容を十分に精査したうえで、他の経費からの流用等の可否を判断するとともに、港区教育委員会文書管理規程に基づいて適正に事務処理を行うべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和4年4月15日に、緊急の係会を開催し、係全員で状況の共有及び意識啓発を行いました。

また、速やかに係長及び担当者で協定書及び港区教育委員会文書管理規程の内容を確認し、協定書等に定められた協議事項及び指定管理料の事業計画変更に伴う事務手続について、再確認するとともに、同様の不適切な事務処理を行わないよう指定管理者制度運用マニュアルに追記しました。

13 指定管理料の支出について

【ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ
・東急コミュニティー共同事業体】
≪教育委員会事務局教育推進部 生涯学習スポーツ振興課≫

(1) 指摘内容

複合機のリース料について、令和2年7月から令和3年3月までの9か月分（154,440円）は、賃借料と委託費で二重に支出されていた。

所管課は、指定管理者に対して、正確な支出報告書の作成を強く指導すべきである。

また、提出された報告書を十分に精査し、適正な予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和4年4月18日に、毎月実施している当課と指定管理者との連絡会において、支出報告書などの実績報告書は、金額や数値の誤りがないよう、請求書等の台資料との突合を徹底し、作成するよう指定管理者を指導しました。

また、今回の指摘後、緊急の係会を開催し、係全員で状況を共有するとともに、同様の事態を起こさないよう、支出報告書などの実績報告書を収受した際には、担当者だけでなく、複数の職員で内容を確認するよう事務処理を見直し、指定管理者制度運用マニュアルに追記しました。

なお、本経費については、利用料の不足に伴う管理運営経費を補填する際に清算しました。

14 業務の再委託について

【ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ
・東急コミュニティー共同事業体】
≪教育委員会事務局教育推進部 生涯学習スポーツ振興課≫

(1) 指摘内容

港区立スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書第16条の規定では、事前に区の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。

しかし、スポーツセンターのバスケットゴールの保守点検報告書がセノー(株)から提出さ

れているが、再委託の協議はされていなかった。

また、運動場の給排水衛生設備管理業務は、(株)シーアイシーアクアテックが再委託を行っているが、その内の「水質検査業務」については、ヒロエンジニアリング(株)が実施、報告を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなど、その内容を十分に精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和4年4月18日に、毎月実施している当課と指定管理者との連絡会において、協定書の内容を再確認するとともに、指定管理業務を第三者に委託する際は、基本協定書に基づき事前協議を徹底するよう、また区の承認なしに第三者に委託することのないよう、指定管理者を指導しました。

また、今回の指摘後、緊急の係会を開催し、係全員で状況を共有するとともに、同様の事態を起こさないよう、毎月の実績報告書を収受した際には、担当者だけでなく、複数の職員で内容を確認するよう事務処理を見直し、指定管理者制度運用マニュアルに追記しました。

15 文書收受処理を的確に行うべきもの

【ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ
・東急コミュニティー同事業体】
≪教育委員会事務局教育推進部 生涯学習スポーツ振興課≫

(1) 意見内容

港区教育委員会文書管理規程第15条では、配布文書の処理に関して、所管課において直接受領した文書については、收受印を押したうえで、速やかに処理をすることとしている。

しかし、指定管理者から提出された月次及び年度実績報告書と物品管理責任者任命書には、收受印がなかった。

実績報告書等は、所管課が主体性をもって指定管理業務の履行状況を確認し、管理するうえで、不可欠な文書である。

所管課は、港区教育委員会文書管理規程に基づいて適切に処理し、執行実績の確認を確実に行うよう努められたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和4年4月15日に、緊急の係会を開催し、係全員で状況を共有するとともに、受領した文書には、收受印を押印した上で、速やかに事務処理することを徹底及び意識啓発しました。

16 補助金交付申請書類について

【港区私立幼稚園連合会】

≪教育委員会事務局教育推進部 教育長室≫

(1) 意見内容

区が令和2年12月18日に受領した交付申請書の添付書類が、「事業計画及び所要額算定内訳書」と「収支予算書」ではなく、「事業計画並びに収支予算及び主要額算定内訳書」だった。

申請受理の際などに確認が可能であったと考えられ、漫然と看過したことは甚だ遺憾である。

所管課は、港区私立幼稚園連合会に対し、交付要綱に基づく添付書類の提出を求められたい。

提出された申請書等については、その内容を十分に精査し、正確な事務処理を行うとともに、組織的な確認体制を整えられたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和4年4月21日に、職員に対し、課内の全体会において、申請受理時における申請書等の提出書類の確認を徹底するとともに、港区私立幼稚園連合会に対しても交付要綱に基づき正確に申請書を作成するよう、改めて共有、徹底しました。

17 文書收受処理を的確に行うべきもの

【港区私立幼稚園連合会】

≪教育委員会事務局教育推進部 教育長室≫

(1) 意見内容

港区教育委員会文書管理規程第15条では、配布文書の処理に関して、所管課において直接受領した文書については、收受印を押したうえで、速やかに処理をすることとしている。

しかし、港区私立幼稚園連合会から提出された実績報告書に、所管課の收受印がなかった。

実績報告書は、所管課が執行状況を確認し、管理するうえで、不可欠な文書である。

所管課は、港区教育委員会文書管理規程に基づいて適切に処理し、執行実績の確認を確実にを行うよう努められたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和4年4月21日に、職員に対し課内の全体会を通じて、令和3年10月5日付総務課長発出の「文書、電子文書及び電磁的記録の收受に係る取扱いの徹底について」の通知を活用し、押印收受を含む適切な文書処理を再度徹底しました。

今後は、直接受領した文書を速やかに処理し、收受印等のもれが引き起こらないよう徹底します。

18 実績報告書の作成について

【港区私立幼稚園連合会】

≪教育委員会事務局教育推進部 教育長室≫

(1) 意見内容

「港区私立幼稚園連合会」が提出した実績報告書の鑑文について、「港区私立幼稚園連合会補助金交付要綱第4条に基づき下記のとおり提出します。」と記載されているが、第4条は「補助金の交付決定及び通知」の規定であり、第9条「実績報告」の規定が引用されるべきであった。

所管課は、受理した申請書等については、その内容を十分に精査し、正確な事務処理を行うとともに、組織的な確認体制を整えられたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和4年4月21日に、職員に対し、課内の全体会において、受領時における報告書の確認及び要綱との突合を徹底するとともに、港区私立幼稚園連合会に対しても交付要綱に基づき正確に報告書を作成するよう、改めて共有、徹底しました。